表三

対象利率	安全率係数
○パーセントを超え、一・○パーセント以下の部分	○・九
一・○パーセントを超え、二・○パーセント以下の部分	○・七五
二・○パーセントを超え、四・○パーセント以下の部分	○・五
四・○パーセントを超える部分	○・二五

6　平成二十七年四月一日以降締結する第二号保険契約のうち、その保険期間が二十年以上又は被保険者の死亡の時までとされるものにおいては、前項の規定にかかわらず、同項の表二第一号保険契約の項に定める対象利率を同項の表三の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して○・二五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い○・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が○・二五パーセントの整数倍の利率と○・一二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い○・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用することができる。

7　第一項第三号ロ及び第四項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約以外の保険契約においては、基準日の属する月の前月から過去三年間に発行された利付国庫債券（十年）の応募者利回りの平均値、又は基準日の属する月の前月から過去十年間に発行された利付国庫債券（十年）の応募者利回りの平均値のいずれか低い方のもの（以下この項において「対象利率」という。）を第五項の表三の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して○・五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い○・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が○・二五パーセントの整数倍の利率と○・一二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準日の翌年の四月一日以降締結する保険契約に適用する。

8　法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険契約のうち、保険約款に基づき保険期間内の一定の日において当該一定の日以降の保険金の額を定めることに伴い当該一定の日以降適用する予定利率を定めるもの（当該一定の日が平成二十七年四月一日以降の日である保険契約に限る。）における当該予定利率は、当該一定の日を当該保険契約の締結の日とみなして、前項に規定する予定利率を適用する。ただし、当該一定の日以降の期間その他の当該保険契約の特性を考慮して、第五項又は第六項の予定利率を適用することができる。

本則に次の一項を加える。

10　規則第六十八条第二項第三号及び第三項第三号に規定する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率並びに規則第百四十九条第二項第三号及び第三項第三号に規定する法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率は、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　平成二十七年三月三十一日までに締結する保険契約　第四項の規定により適用される予定利率

二　平成二十七年四月一日以降締結する保険契約　第七項の規定により適用される予定利率

○金融庁告示第三十九号

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（平成二十四年金融庁告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十日　金融庁長官　畑中龍太郎

第二条中「、変動金利が次のいずれかに該当する取引であって」を「、次の各号のいずれかに掲げる取引であって」に改め、同条各号を次のように改める。

一　変動金利が三か月物の円ＬＩＢＯＲに該当する取引

二　変動金利が六か月物の円ＬＩＢＯＲに該当する取引

三　変動金利が三か月物のユーロ円ＴＩＢＯＲに該当する取引（約定の日から取引の効力が消滅する日までの期間が千八百三十九日以内であるものに限る。）

四　変動金利が六か月物のユーロ円ＴＩＢＯＲに該当する取引（約定の日から取引の効力が消滅する日までの期間が三千六百六十六日以内であるものに限る。）

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、平成二十六年七月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示による改正後の店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件は、平成二十六年七月一日以後に行われる取引について適用し、同日前に行われた取引については、なお従前の例による。

○外務省告示第二百五号

日本国政府は、平成十八年七月七日にローマで作成された「南インド洋漁業協定」の加入書を平成二十六年六月十七日に国際連合食糧農業機関事務局長に寄託した。

よって、同協定は、その第二十四条３の規定に従い、平成二十六年七月十七日に日本国について効力を生ずる。

なお、同協定の締約国は、平成二十六年六月十日現在、次のとおりである。

オーストラリア連邦、クック諸島、フランス共和国、モーリシャス共和国、セーシェル共和国、欧州連合

平成二十六年六月二十日　外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百六十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。